

## 1 改正理由

広島高速道路公社契約細則の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、建設工事競争入札取扱要綱及び測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱の一部改正を行う。

(契約細則の一部改正)

○契約細則第2条第1項に競争入札に参加させることができない者を規定(平成30年6月13日施行)

(競争入札参加者の資格)

第2条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む。)である者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 指定暴力団員、指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているものを除く。)並びに法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

## 2 改正内容

(1) 建設工事競争入札取扱要綱第3条第1号を削除

(競争入札参加資格)

第3条 競争入札に参加できる建設業者の資格(以下「競争入札参加資格」という。)は、細則第2条に定める事項のほか、同第3条第1項の規定に基づき、次の各号により設定するものとする。

~~(1) 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む。)並びに破産者で復権を得ない者でないこと。~~

**(1)** 広島県建設工事指名業者等選定要綱第4条の規定に基づき作成された県建設工事入札参加資格者名簿(以下「県資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

**(2)** 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

**(3)** 競争入札参加資格認定申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第2条第1号を削除

(競争入札参加資格)

第2条 競争入札に参加できる業者の資格(以下「競争入札参加資格」という。)は、細則第2条に定める事項のほか、同第3条第1項の規定に基づき、次の各号により設定するものとする。

~~(1) 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む。)並びに破産者で復権を得ない者でないこと。~~

**(1)** 広島県測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱(以下「県要綱」という。)に基づき作成された測量及び建設コンサルタント業者名簿(以下「県資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

**(2)** 経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。

**(3)** 競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

## 3 施行日

平成30年10月9日から施行する。